平成２３年（フ）第１６８５３号
神奈川県横浜市港南区港南台３丁目６－２－107
破産者　川口　忠義
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８５４号
神奈川県横浜市港南区港南台３丁目６－２－107
破産者　秋山　政子
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３６２号
東京都板橋区徳丸１丁目39―７―２Ｆ
破産者　和田　　進
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３６３号
東京都板橋区徳丸１丁目39―７―２Ｆ
破産者　和田　敏子
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０３６号
東京都板橋区幸町30―５―101、開始決定時の住所東京都板橋区南町57―３―403
破産者　及森　和雄
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３９号
東京都練馬区羽沢３丁目26番３号
破産者　株式会社マニアージュ・Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５５号
東京都文京区目白台２―２―18、開始決定時の住所東京都新宿区天神町85
破産者　黒澤　和子
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５６号
東京都渋谷区代々木４丁目32番３号
破産者　サンズ株式会社
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４８号
東京都葛飾区西水元６丁目21番15号
破産者　葛飾土木建築企業組合
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４９号
東京都葛飾区東金町１丁目１－２―1005
破産者　網代　哲子
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３６号
東京都葛飾区東四つ木４丁目44―２―506
破産者　山崎　光明
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７１５号
埼玉県吉川市きよみ野４丁目１－５－Ｂ－304
破産者　奥村　浩一
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１４３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区初音ケ丘29―30
破産者　坪井　繁幸
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５８５号
東京都中央区築地２丁目７番12号
破産者　株式会社ケイコーポレーション
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１３８号
東京都品川区西五反田１丁目28番３号
破産者　有限会社五反田ホース
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２１６号
東京都豊島区東池袋１丁目17番３号　ウエルシャン池袋305号、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区阿佐谷北１丁目35番２号
破産者　日本電子光学工業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６３０号
東京都練馬区貫井１丁目15番10号
破産者　株式会社ニッソウ建設
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１３８号
神奈川県川崎市川崎区小田４丁目29―11
破産者　木村　勝美
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７２５号
東京都江戸川区東松本１丁目13番２号
破産者　株式会社サンリョウ
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８６６号
神奈川県小田原市栄町１丁目２番１号
破産者　株式会社スリーエイチ
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８６７号
神奈川県横浜市泉区和泉町2023―17―303
破産者　内藤　拓馬
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０３７号
東京都板橋区徳丸５丁目７番２号
破産者　有限会社山本産業
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部